平成２８年（フ）第１４２５号
大阪市北区本庄東１丁目９番17号
破産者　株式会社美爽館
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４５２号
大阪市住吉区我孫子３丁目９番６号
破産者　有限会社エルセブン
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５１８号
大阪市中央区瓦町４丁目５番３号　日宝西本町ビル504
破産者　世波国際貿易株式会社
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５４７号
大阪市北区天神橋５丁目７番10号　さかしん天神橋ビル７階
破産者　有限会社萬力調査設計
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６０９号
大阪府門真市下馬伏町１番３号
破産者　アークリンク有限会社
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６２０号
大阪府東大阪市高井田中２丁目８番７号
破産者　有限会社山根鉄工所
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８６５号
大阪市旭区赤川２丁目４番32―609号
破産者　有限会社藤原
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７号
北海道北見市北２条東４丁目７番地
破産者　株式会社滝沢観光
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第９５１号
東京都国立市西２丁目11番地の11メゾン201
破産者　姫田　順郎
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４４２号
東京都八王子市石川町1923番地４
破産者　大浦　仁身
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４４３号
東京都八王子市石川町1923番地４
破産者　大浦　利江
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５７号
神奈川県横須賀市太田和２丁目７番５号
破産者　有限会社大谷電業社
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第３６５号
愛知県豊田市小坂本町２丁目41番地５
破産者　株式会社ＪＣＭ
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１４号
奈良県北葛城郡王寺町畠田６丁目２番７号サンビレッジ王寺１号館201号、住民票上の住所和歌山県東牟婁郡串本町有田121番地
破産者　和田　　守
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第４９０号
札幌市東区東苗穂13条１丁目１番21号
破産者　佐藤　明治
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４５号
北海道江別市野幌若葉町69番地の24　パレス若葉台202
破産者　佐々木紀夫
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０号
青森県三戸郡階上町大字角柄折字仁田久保５番地37
破産者　織田　　力
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７９９号
宮城県黒川郡大郷町大松沢字吉ケ沢屋敷29番地
破産者　阿部　高大
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９４３号
埼玉県蓮田市緑町３丁目１番４号　キャメル蓮田105号
破産者　吉岡慎一郎
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９６５号
埼玉県白岡市高岩680番地　ルネ・アイン312
破産者　渡邊　隆信
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
さいたま市北区別所町12番地７　アイリス別所301号
破産者　鈴木　　崇
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係